

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して、指定短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

### ◆◆ 目次 ◆◆

- 【1】 事業の目的と運営方針
- 【2】 事業所経営法人
- 【3】 事業所の概要
- 【4】 当事業所が提供するサービスの概要と利用料
- 【5】 減額申請について
- 【6】 当施設ご利用の際に留意いただく事項
- 【7】 非常災害対策
- 【8】 緊急時の対応
- 【9】 事故発生時の対応
- 【10】 守秘義務に関する対策
- 【11】 個人情報の取り扱いについて
- 【12】 利用者の尊厳
- 【13】 身体拘束の禁止
- 【14】 当事業所の苦情・相談の受付
- 【15】 協力医療機関等
- 【16】 損害賠償について
- 【17】 第三者評価実施状況

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

# 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

## 【1】 事業の目的と運営方針

### <1> 事業の目的

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供する事により、要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、サービスを提供します。

### <2> 事業所の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

## 【2】 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 端山園
法人所在地	京都市伏見区醍醐上端山町1-47
電話番号	075-572-8702
FAX番号	075-572-8778
代表者	理事長 山内 幸雄
設立年月日	昭和51年3月31日
介護保険に基づく指定を受けている事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護老人福祉施設</li> <li>◆ 通所介護事業</li> <li>◆ (介護予防)短期入所生活介護事業</li> <li>◆ 居宅介護支援事業</li> <li>◆ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業</li> <li>◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>◆ グループホーム</li> <li>◆ 介護予防型デイサービス</li> </ul>

## 【3】 事業所の概要

### <1> 概要

事業所の種類	短期入所生活介護事業	介護予防短期入所生活介護事業
事業所名	ヴァン端山短期入所生活介護事業所	ヴァン端山介護予防短期入所生活介護事業所
介護保険指定番号	京都府第70900055号	
指定日	平成12年4月1日	平成18年4月1日
所在地	京都市伏見区醍醐下端山町36	
電話番号	573-7215	
FAX番号	573-7216	

管理者	施設長 山内 悠輔	
通常の事業の実施地域	京都市伏見区・山科区	
開設年月	平成3年8月	平成18年4月1日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3階建(地下1)・鉄骨造 3階建	
延べ床面積	2,448.70 m <sup>2</sup>	
敷地	1,624.50 m <sup>2</sup>	

<2> 主な職員の配置状況(特別養護老人ホーム兼務)

職種	人数	職務内容
施設長(管理者)	1名(兼務)	業務の一元的な管理
介護職員	19名以上	介護業務
生活相談員	1名以上	生活相談及び指導
看護職員	2名以上	心身の健康管理等
医師	0.1名以上(常勤換算方法で)	健康管理及び療養上の指導
栄養士	1名(兼務)以上	食事の献立作成・栄養計算・栄養指導等
機能訓練指導員	1名(兼務)以上	身体機能の向上

<3> 営業日及び利用定員

営業日	年中無休
利用定員	6名

<4> 居室等の概要

居室・設備の概要	室数	備考
個室(1人部屋)	2	2, 3階
4人部屋	1	2階
キッチンリビング	2	
機能訓練室	1	[主な設置機器] マット、平行台、他
浴室	3	個浴
	1	介護浴室
医務室	1	

【4】 当事業所が提供するサービスの概要と利用料

<1> サービスの概要

種類	内容
食事の介助	(管理)栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床してとって頂けるように配慮します。 【食事時間】 朝食 7:45～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

入浴の介助	入浴又は清拭を週2回行います。 座位のとれない方は、特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
着替え等	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。

<2> サービス利用料金(1日あたり)

別紙
----

<3> 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合(介護保険給付外サービス)

種類	内容	利用料
食材料費	ご利用者に提供する食事の材料の費用です。 (調理員の人件費・おやつを含む)	別紙
滞在費	光熱水費及び室料	別紙
嗜好品代	お酒、タバコ、その他、利用者が希望される飲食物等	実費

▶ (教養娯楽施設の利用、レクリエーション行事、日常生活上必要となる諸費用)

<4> 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき	白黒 10円 カラー 30円
施設長証明印	300円

<5> 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下の方法でお支払いください。

- ▶ 金融機関口座自動引落
- ▶ 事業所窓口で支払い
- ▶ 下記指定口座への振込み(振込手数料は、利用者負担とさせていただきます。)

京都中央信用金庫 醍醐支店 普通預金 No.0277025  
社会福祉法人 端山園 特別養護老人ホーム ヴィラ端山

【5】 減額申請について

別紙
----

## 【6】 当施設ご利用の際に留意いただく事項

項目	留意事項
ご持参頂くもの	衣服、下着類、常備薬、眼鏡、義歯等(面接時に説明)
持ち込めないもの	他の利用者・職員・施設に危害を及ぼすもの、又は恐れがあるもの
施設利用上の注意	① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。 ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。 ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。 ④ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
所持金・品の管理	
喫煙・飲酒	指定の場所・指定の時間
迷惑行為等	

## 【7】 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

## 【8】 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時の医療	【主治医】 【協力医療機関】
緊急時の連絡先	【住所】 【氏名】 【利用者との関係】 【電話】
疾病による緊急時の病院受診	タクシー代の費用を負担していただく場合もあります。
疾病による病院受診	家族でお願いします。

## 【9】 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 【10】 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

## 【11】個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者様及びそのご家族様が安心して当方の介護サービスをご利用いただけるよう、以下の方針に基づき、個人情報を正確かつ安全に取り扱うことに努めます。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

1. 個人情報を収集する場合は、収集目的を明確に開示して収集します。収集した個人情報は、本人の同意を得た範囲内で利用し、また同意を得た範囲以外の第三者への提供開示は行いません。
2. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの予防ならびに是正を行うため、適正な安全対策を講じます。
3. 個人情報に対し、本人から開示、訂正もしくは削除、または利用もしくは提供の拒否を求められたときは、社会通念や慣行に照らし、合理的な期間、妥当な範囲で応じます。
4. 業務に従事する全ての者に対し、個人情報保護の重要性とその責任を認識させることに努めます。

### <1> 利用目的について

当事業所は、個人情報を以下の目的に利用いたします。

- ① 契約や法律等に基づき提供する介護保険サービス等をより充実・展開させるため
- ② サービス担当者会議等において必要な情報の収集及び提供のため
- ③ ケアプラン作成等のための資料とするため
- ④ 医療上、必要がある場合、医療機関等に利用者に関する情報を提供するため
- ⑤ 利用者様への広報誌及び請求書、領収書等の送付のため
- ⑥ 介護サービス等に係る会計・経理の手続きのため
- ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提出、またそれに係る照会への回答などの介護保険事務に関することのため
- ⑧ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- ⑨ 苦情発生時等の対応のため
- ⑩ 当事業所において行われる学生の実習への協力のため
- ⑪ 当事業所において行われる事例研究のため
- ⑫ 各関係機関との連携及び情報共有のため
- ⑬ 外部監査機関への情報提供のため
- ⑭ 契約終了に伴う援助を行う場合、利用者に関する情報を提供するため

### <2> 個人情報の第三者への提供について

当事業所は、利用者様等から個人情報をご提供いただく際に明示した利用目的の範囲を超えて当該個人情報を利用することはありません。また、その個人情報を「ご本人の同意がある場合」または、次のいずれかの「法令等で求められた場合」を除き、第三者に開示、提供することはありません。

- ① 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されているもの
  - ▶ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

- ▶ 利用者様が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ▶ 利用者様に病状の急変が生じた場合等の主治医の医師への連絡等
- ② 行政機関等の報告・徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの
  - ▶ 市町村による文書等提出等の要求への対応
  - ▶ 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
  - ▶ 都道府県知事による立入検査等への対応
  - ▶ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
  - ▶ 事故発生時の市町村への連絡

### <3> 個人情報の委託先への提供について

食事の提供や健康診断等、利用目的の範囲内において必要な業務を遂行するために、外部会社に業務を委託することがあります。この場合、当事業所は、個人情報を適切に取り扱うよう委託先を管理・監督いたします。

### <4> 個人情報の保護と管理について

当事業所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範の遵守いたします。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するための安全対策を講じております。

## 【12】利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

## 【13】身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできるだけ詳細に説明し、十分な理解と同意を得ます。

また、上記内容及び態様、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 「緊急やむを得ない」場合の要件

<三つの要件をすべて満たすことが必要>

- ① 切迫性:利用者本人またはその他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 【14】当事業所の苦情・相談の受付

<1> 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

### 《受付窓口》

苦情担当責任者	(業務課長) 赤尾 忍 ▶ 上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります
電 話	075-573-7215
F A X	075-573-7216
受付時間	毎週月曜日～日曜日 9:00～17:00

◆また、ご意見BOXを事務所エレベーター横に設置しています。

<2> その他、相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

窓 口	電 話(代表)
伏見区役所	075-611-1101
伏見区醍醐支所	075-571-0003
伏見区深草支所	075-642-3101
山科区役所	075-592-3050
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152
第三者委員・京都経営者協会 苦情処理ネットワーク [担当] 久納浩三・石垣一也・川村雅己	075-361-8406

## 【15】協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	【名称】 洛和会音羽病院 【住所】 京都市山科区音羽珍事町2 【診療科】 全 般
	【名称】 医仁会武田総合病院 【住所】 京都市伏見区石田森南町28-1 【診療科】 全 般
	【名称】 六地蔵総合病院 【住所】 宇治市六地蔵奈良町9 【診療科】 全 般

## 【16】損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合、ご利用者様の置



かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

**【17】 第三者評価実施状況**

実施日	令和5年9月29日
評価機関	一般社団法人 京都ボランティア協会
評価結果開示	ホームページより閲覧 受付窓口にて閲覧用を設置

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者	【住所】	京都市伏見区醍醐下端山町36
	【事業所名】	ヴァラ端山短期入所生活介護事業所 ヴァラ端山介護予防短期入所生活介護事業所
	【説明者】 職名 氏名	Ⓕ

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者	【住所】	
	【氏名】	Ⓕ

署名代行者	【住所】	
	【氏名】	Ⓕ
	【利用者との関係】	

代理人 (選任した場合)	【住所】	
	【氏名】	Ⓕ
	【利用者との関係】	

付則

平成12年4月1日より実施 (短期入所介護)	平成21年4月1日改定	平成30年4月1日改定
平成13年3月1日改定	平成22年4月1日改定	平成30年8月1日改定
平成14年4月1日改定	平成22年8月1日改定	平成31年4月1日改定
平成15年4月1日改定	平成23年4月1日改定	令和元年10月1日改定
平成16年4月1日改定	平成24年4月1日改定	令和2年4月1日改定
平成17年4月1日改定	平成25年4月1日改定	令和3年4月1日改定
平成17年10月1日改定	平成26年4月1日改定	令和3年8月1日改定
平成18年4月1日改定	平成26年11月1日改定	令和4年4月1日改定
平成18年4月1日より実施 (介護予防短期入所介護)	平成27年5月10日改定	令和4年5月1日改定
平成20年4月1日改定	平成27年8月1日改定	令和4年10月1日改定
	平成28年4月1日改定	令和5年9月1日改定
	平成29年4月1日改定	令和6年4月1日改定

## 1. 利用料金が介護保険から給付されるもの

下記の料金表によって、ご利用者の要介護・要支援に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

- ▶ ご利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。
- ▶ 料金表の利用料金は保険給付の利用者負担(1割)です。

## 短期入所生活介護(要介護) (1日当たりの利用者自己負担額)

※ 端数処理の加減で若干の誤差があります。

要介護認定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室・多床室	637円	709円	786円	860円	933円

## 介護予防短期入所生活介護(要支援) (1日当たりの利用者自己負担額)

※ 端数処理の加減で若干の誤差があります。

要介護認定	要支援1	要支援2
従来型個室・多床室	476円	592円

## ◆ 別途かかる費用として

## 共通(要介護・要支援)

送迎加算	195円/片道
療養食加算	9円/食(1日3回を限度)
サービス提供体制加算(Ⅱ)	19円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総合単位数×13.6%[加算率]/月

## 要介護

夜勤職員配置加算	14円/日
----------	-------

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額も変更になります。

## 2. 利用料金の全額をご利用者に負担いただくもの

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(要支援・要介護)

(直接事業所に支払って頂く料金)

食費	朝食	300円	
	昼食	600円	
	夕食	600円	
	おやつ	150円(消費税内税)	
滞在費	多床室	855円/日	915円/日(R6.8.1~)
	従来型個室	1,171円/日	1,231円/日(R6.8.1~)
家電使用時電気料金	その他電化製品	1日 20円(消費税内税)	
貸し出し	テレビ	1日 100円(消費税内税) 電気料金含みます	

## 3. 減額について

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(要支援・要介護)

## ① 「介護保険負担限度額認定」

食費と滞在費には段階によって補足給付(特定入所者介護(支援)サービス費)の対象となり負担限度額が以下ようになります。

利用者負担段階	滞在費(1日)		食費(1日)
	多床室	在来型個室	
第1段階	0円	320円	300円
第2段階	370円	420円	600円
第3段階①	370円	820円	1,000円
第3段階②	370円	820円	1,300円

## R6.8.1~

利用者負担段階	滞在費(1日)		食費(1日)
	多床室	在来型個室	
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	600円
第3段階①	430円	880円	1,000円
第3段階②	430円	880円	1,300円

## ② 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」

老齢福祉年金受給者や市民税が世帯非課税である方などで生計の困難な方が対象です。申請代行も当事業所でさせて頂くことができますのでご相談下さい。

(上記①②の減額については、京都市各区役所福祉介護課への申請手続きが必要になります)

▶ 認定証類は毎回利用時に提示して下さい。